

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人武蔵野音楽学園
②設置大学名称	武蔵野音楽大学
③担当部署	総務部 企画課
④問合せ先	03-6914-9380
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 18 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 25 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.musashino-music.ac.jp/guide/public_information/governance-code
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説 明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学公式ウェブサイト在建学の精神等の基本理念及び教育目的を掲載し、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示している。
実施項目 １－１②	説 明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」を定め、それに基づきカリキュラムの編成や入学者選抜等を運用することにより実質化している。
実施項目 １－１③	説 明
教学組織の権限と役割の明確化	学則、大学院学則、教員組織規則及び教授会規則に学長の役割、学長の補佐体制、学科長・コース長の役割及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割を明確化している。
実施項目 １－１④	説 明
教職協働体制の確保	教員と職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。
実施項目 １－１⑤	説 明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）に係る基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を計画的に実施している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 １－２①	説 明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	中期計画策定時に策定方針・要領を示し、中期計画を策定している。学園の基本理念、学園のビジョン、第７期中期計画の重点目標に加え、設置校ごとに計画項目を設定し、それぞれの行動計画及び行程表を策定することにより具体的な計画としている。
実施項目 １－２②	説 明
計画実現のための進捗管理	計画実現のための進捗管理体制を確立し、進捗状況を適時把握し、必要に応じて計画の修正を行っている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説 明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材を育成するとともに、社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2－1 ②	説 明
社会貢献・地域連携の推進	本学の施設や教育研究の成果等を社会に還元するべく、練馬区、入間市と包括協定を締結している。 また、東京都とは部活動の地域移行に関する連携協定を締結している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説 明
多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めている。
実施項目 2－2 ②	説 明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に努めている。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説 明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為の規定により理事選任機関が理事を選任することにより、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－1 ②	説 明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為及び理事会運営規則の規定により、理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制を確立している。
実施項目 3－1 ③	説 明
理事への情報提供・研修機会の充実	外部理事に対し、学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、情報提供や研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説 明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為及び理事会運営規則の規定により、監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－2②	説 明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	年度監査計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部監査員の連携体制を確立し、監査計画・結果等についての情報共有及び意見交換を行っている。
実施項目 3－2③	説 明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事に対する業務報告を行うとともに適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、新任・学外監事に対する研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説 明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為及び理事会運営規則の規定により、評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方を明確化し、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－3②	説 明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為により評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にすることにより透明性を確保するとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立している。
実施項目 3－3③	説 明
評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるように、新任・学外評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説 明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理マニュアルを基本マニュアル及び事象に応じた個別マニュアルに区分して整備し、学内共有している。BCP（事業継続計画）については首都直下型地震想定分を整備し、人的な被害を最小限とするとともに、教育活動と主要業務の継続・早期再開に努めている。
実施項目 3－4②	説 明
法令等遵守のための体制整備	法令、寄附行為、その他規則の遵守について組織的に取り組む体制を整備し、また、公益通報窓口を設置している。

原則４－１ 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説 明
情報公開推進のための方針の策定	情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開推進の方針を策定し、情報公開を推進している。
実施項目４－１②	説 明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	用語解説や説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説 明
該当なし	